

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置の実施

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等が発生している状況を踏まえ、一時的に公共料金のお支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省等から電気料金に対する支払期日延長の要請を受けました。

その要請を受け、日本エナジーパートナー株式会社では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から緊急小口資金等の貸付を受けている弊社と電気のご契約があるお客さまからのお申し出があった場合、下記の特別措置を実施いたします。

【対象となるお客さま】

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けている弊社と電気のご契約があるお客さまからのお申し出があった場合、下記特別措置を適用いたします。

【特別措置実施内容】

- ・電気料金等の支払期日の延長

2020年3月分（支払義務発生日が、2020年3月19日以降となるお客さまに限る。）、4月分、および5月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月延長する。

<参考>

経済産業省

・2020年3月19日：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

お客さまからのお問い合わせ先
《ファミリーでんきカスタマーセンター》
受付時間：10：00～17：00（土日祝日を除く）
電話番号：0120-769-753